

小学校国語教科書・表記の変遷

野澤卓式

九州女子短期大学初等教育科

北九州市八幡西区自由ヶ丘一―一（〒八〇七―八五八六）

（二〇〇四年五月二十六日受付、二〇〇四年七月五日受理）

要旨

小学校国語教科書は約百三十年の歴史を持っている。この間に表記法は様々に変ってきた。だが、どのような経緯、理由によって、いつごろ、どのように変ったのか、いまになってはよくわからないものも多い。今後、国語問題を議論するときに、それらの事情はぜひ承知しておきたい。そのような動機から、国語教科書の表記および表記法の変遷を調べてみた。扱ったのは、以下の問題である。

- 一、書き出し、改行後の文字の位置
- 二、句読点の表記法
- 三、カギカッコの会話文の表記法
- 四、促音、拗音、長音の表記法

資料の不足もあつて確定できないものもあつた。しかし、大きな流れは捉えられたのではないかと思う。

はじめに

まず最初に、ここで扱う表記および表記法の問題について述べておきたい。辞書による定義にぴったりしたものがなく、いろいろ思案しているとき、飛田良文氏の一文に出会った。それには次のように書かれている。

表記とは、一定の文字列と一定の言語単位とが対応することによって、空間に固定された言語表現をいう。その言語表現を書き表す文字と符号の文字列のきまりを表記法という。

以下、この概念に従つて論を進めていくことにする。

そもそも日本語の表記法の基本は、縦書き、右行から左行へ、というものである。それは漢字だけの『古事記』、『日本書紀』の時代から、仮名混じりの『源氏物語』、『徒然草』、『奥の細道』に至るまで変りがない。国語の教科書も、この基本的方法を受け継

いでいる。しかし、右に挙げた古典と現代の教科書の間には、大変大きな違いがある。それは、書き出しを一字下げるとか、段落に句点を打つとか、そういう表記法が古典にはなかったということである。日本語の表記は、長い長い間、いわゆる全面ベタ表記といわれるものであった。

それが近代に入って、急激に変化し、形を整えるようになるのである。ここでは明治時代になり、近代国家を目指した日本が、教科書の表記の上でどのような試行錯誤を経てきたか、全面ベタからどのように変ってきたか、現在もどのような課題を抱えているのか、等々に焦点を合わせ、その意味を探ってみることにする。論を進める前に断っておきたいことがある。それは表記の大きな問題である「仮名遣い」を取りあげなかったことである。紙数の関係でそれは許されなかった。ご了承を請う次第である。

第I章 文字はどこから書き始めるか

(1) 行頭から一字下げへ

いま現在、出版されている書籍や雑誌等では、書き出しはすべて一字下げて書く表記法になっている。例外として有名なのは谷崎潤一郎で、彼の小説の殆んどは行頭から書き始められている。改行したときも行頭から書く。それは何故か。古来、日本語の表記法に、書き出しに一字下げるといふものはなかったからである。改行時と同様である。それは近代になり明治の時代になっても変らなかつた。谷崎潤一郎は、一部の出版物を除いて、行頭表

記法を頑なに踏襲した作家である。

こうした例外はあるものの、出版、新聞、教科書などにおいては、早い遅いの違いはあるが、結局は書き出し、段落においては一字下げる表記法を採るに至っている。第I章は、この間の事情を見ることにする。

(2) 新聞の場合

日本で鉛の活字を組んで大量の印刷物を生産できるようになったのは明治の初頭で、その代表は新聞である。例えば横浜毎日新聞の創刊は明治四年（一八七二）、東京日日新聞は同五年である。

東京日日新聞を調べてみると、明治、大正時代ともに、文の書き出しは、行頭から書かれている。それが一字下げられるようになるのは昭和に入ってからである。それも社説などが下げられているだけで、毎日新聞と名前を変えた昭和十八年以後もしばらくの間、一般の記事では行頭表記が続いていた。朝日新聞も、ほぼこれに準じている。このように新聞界での行頭から書く方法は、比較的最近までごく普通の表記法であったと言っている。

山本夏彦氏は『完本 文語文』の中で、「昔の手紙は」改行するつど一字下げることがをしない。あれは印刷屋の便宜のためで云々」と書いている。²⁾

確かにすべて行頭から書き始める、いわゆる「べた表記」は、活字を組む印刷工泣かせであったろう。行の頭が横一線に揃っているよりも、適当に凹凸している方が見当がつけやすい。すべて

行頭から書かれた行が十行も二十行も続いていると、一々勘定しなければ、うっかり一行とばすなどということになりかねない。事実、昔の本には落丁・乱丁のほか、活字の組み間違いも多かった。だが前述したように、明治、大正時代の新聞は一字下げの方法は採らなかつた。沢山の印刷工を抱えていた新聞社は、その難しい行頭表記を続けていたのである。こうなると、(印刷屋の便宜のため)という山本氏の説は、いささか説得力に欠けていると言わざるを得ない。

筆者は、一字下げの方法は、読者の読みやすさを優先した結果ではないか、と考えている。巻紙に筆の書きものならともかく、小さい活字がページ全面にびっしりと詰った印刷物は読みづらいのである。この(読みやすさ)に敏感であったのは、新聞界ではなくて出版界であつた。一字下げの表記法の出現は、出版の方が早いのである。

(3) 出版界の一字下げ

飛田良文氏は「西洋語の日本語表記への影響」の中で、この一字下げの表記を用いた文書として、三宅米吉の文章「方言取調仲間の趣意書」(明治十八年四月)を挙げて³⁾いる。今日の用法と同様であるという。また明治二十年には、三宅米吉「習字教授案」、新保警次「日本普通文如何」、渡邊修次郎「世界事实奇談」が同様の方法で記されており、雑誌では「伊良都女」が、明治二十一年七月の創刊号から一字下げの表記であつたと指摘されている。

いずれも明治二十年前後に、出版界に一字下げの表記法が登場したことを示しているが、これは新聞界より数十年も早いのである。次に、小説・文学の例を挙げる。

明治三年刊『西洋道中膝栗毛』(假名垣魯文著)、明治四年刊『安愚楽鍋』(服部孝三郎著)では、文字はすべて行頭から書かれている。⁴⁾当然のことながら同時代の作品は、例外なく行頭から記述されている。時代が少し下つた幸田露伴の『五重塔』(青木嵩山堂・明治二十五年刊)も、やはりすべて行頭から書かれていて、改行も、章を新たにしたとき以外にはない。⁵⁾

これが明治三十四年の國木田獨歩『武蔵野』(民友社)になると、書き出し、改行時に一字下げの表記法で書かれた小説が出てくる。ここに収められている十八本の短編のうち、六本が一字下げの方法で書かれているのである。あとの十二本が一字下げでないのは、作者自身がまだこの表記法に馴染んでいないことを示している。明治三十年代の半ばは、そういう時代でもあつたと言える。因みに夏目漱石の『吾輩ハ猫デアル』(大倉書店・服部書店)は明治三十八年の発行で、これはすべて一字下げで書かれている。これらの文芸作品は、前記の三宅や新保らの論文からわずか十数年後に書かれたものであり、表記の改革のスピードは新聞より格段に早かつたということがわかる。

(4) 教科書での一字下げ

明治五年、「学制」が發布され、文部省は翌六年、東京師範学

校に小学校用教科書を編集させている。これが最初の教科書で、国語では扉に、「小學讀本 卷一」文部省編纂、明治六年師範學校彫刻」と印刷してある。そして表記の仕方は、書き出しも改行後も行頭から、いわゆるべた表記によって記述されている。教科書の刊行はその後、「認可制」、「検定制」へと変り、民間編集の教科書も次第に数を増していったが、行頭から書く方法に变りはなかった。

ところが明治二十年、民間発行の教科書の中から、書き出し、改行後に一字下げる表記法のもものが登場した。それは、

新保盤次著「日本讀本 第二、四、五」東京金港堂書籍

である。新保氏は、前に挙げた『日本普通文如何』の著者である。一字下げるのを基本理念としていたことが、これによってわかる。氏は、明治二十年、二十一年、二十二年にも、同じ出版社から同じ表記法の教科書を出している。それが、「日本讀本」と「高等日本讀本」で、後者は三宅米吉との共著である。共に一字下げる理念をもつ同志で作った教科書である。

同じころ、これと同様に一字下げる表記法の教科書としては、

戸城傳七郎編「小學簡易新讀本 卷ノ六」牧野書房

明治二十一年二月出版

山縣悌三郎著「小學國文讀本」文學社

明治二十六年十月 文部省検定済

著述者 坪内雄蔵「國語讀本高等小學校用」富山房

明治三十三年十月発行

などがある。富山房の教科書の著者・坪内雄蔵とは逍遙の本名である。

編集者名の記載のない教科書の中にも一字下げのものがある。普及舎（明治三十三年発行）の教科書がそれである。これらはすべて民間の教科書であることを強調しておきたい。

以上述べた新しい表記法の教科書は、段落が視覚の上でもはっきりして読みやすい。読みやすいから一字下げる表記法の教科書を登場させたのである。筆者はそうように考えている。

明治三十七年、教科書が国定教科書に一本化されるまでに、夥しい数の民間教科書が出版されたが、その中でこの一字下げる教科書は、筆者が確認したものだけでも二十一種あった。しかし、全体の数からいえば少数である。やはり文部省編纂のべた表記のものが主流であり、一字下げの教科書は、この中で苦戦していたものと思われる。

ところで、この一字下げる教科書も、行頭から書く教科書も、ともに文部省の検定を受けた教科書であった。ということは、文部省は、行頭からでも一字下げても、どちらでもよいと考えてい

たことを意味する。事ほど左様に、表記法に対する関心は官民ともに薄かった、ということである。

しかし、数は僅かではあるが、この先駆的な表記法が、明治二十年ごろ、教科書の世界に出現したことは注目に値すると思う。

・似て非なる一字下げ

以上は、書き出し、改行後を一字下げの例であるが、これと似て非なる方法の例があった。

明治二十年「尋常小學讀本卷之一」(文部省編輯局)

あの ひととは、いぬ を つれて
きます。

あの 人は、大きな 人 では、

ありませぬ か。 . . .

明治二十七年「尋常小學讀書教本卷之一」(普及舎)

兄 は、おとうと

を、あかり に

ちかき 方 に

やり、じぶん

右の例は、書き出しは行頭から、次の行からは一字下げるとい

う表記法である。改行した行も行頭から書く。改行しないときはすべて一字下げて書く。即ち、書き出し・改行後も一字下げるという方法の逆をいつているというユニークなものである。これでも段落ははっきりわかるから、読みやすさという点において優劣はない。

この表記法が、一字下げる教科書とほぼ時を同じくして出現したのには注意を要する。この頃、ベタ表示の読みにくさに何人かの人が注目し、なんとか読み易くしたいと工夫していたことが窺えるからである。前者の場合、文部省自身がそれを試みていたことを示す貴重な例である。だが、この表記法は結果において多くの支持を得ることがなく、やがて消えていつてしまった。

(5) 教科書その後の変化

数は少なかったが、民間の教科書の中には、書き出し、改行後に一字下げるという表記法の教科書があったのは、前段で指摘した通りである。では、これが現代の教科書の表記につながったかという点、そうではない。一字下げる教科書は、明治三十年代の後半になって、いったん姿を消すのである。

国定教科書が登場したのは明治三十七年である。その国定教科書は、行頭から書く表記法を採用した。つまり文部省は、民間の教科書にあった一字下げる表記法を採用しなかった、ということである。これ以来、行頭から記述する表記法が、また延々と続くことになるのである。

一字下げる表記法が文部省に採用されたのは、それから三十三年たった昭和十二年である。同年発行の国定教科書「小學國語讀本 巻九、十、十一、十二」がそれである。これが、現在使用されている教科書につながる教科書であると言ってもいい。

この昭和十二年の国定教科書は、書き出し、改行後、すべて一字下げて記述されている。この当時、出版界では一字下げる表記法がすでに定着しており、一般国民もそれに慣れていた。そういう訳で、文部省も一字下げる表記法を無視できなくなっていた、という事情があつたのではないか。

それではこの年、教科書すべてを新表記法に切り替えたかという、そうではない。文部省は、この方法の採用に際し、慎重に実験を行っているのである。

それを裏付ける事例がある。同じ昭和十二年に発行された「小學國語讀本 巻一〜八」の低・中学年用の教科書は、一字下げではなく、従来通り行頭から記述されているのである。変更したのは高学年の教科書だけであつた。つまり、低・中学年には、変更の負担をとりあえず避けたものと思われる。ひとまず高学年で試してみ、それでうまくいけば全学年に適用しようと考えたのであろう。

結局のところ、全学年が一字下げる表記法に変更されたのは、それから五年後、昭和十七年発行の「初等科國語」からである。文部省も大変慎重であつたことがわかる。

それ以後、学校教育では、書き出しと改行後は一字下げて書く、

という表記法が完全に定着した。

以上の経緯は国語だけではなく、他の教科においても同じであつた。明治六年以来、約七十年間の試行錯誤を経た結果であつた。

第二章 句読点の表記の変化

(1) 句読点はいつから

一字下げる表記法と同様に、句読点も古い時代の我が国にはないものであつた。日本文はふつう、動詞、助動詞の終止形で終るから、わざわざ終りの記号を打つ必要はなかつたとも言われている。山本夏彦氏は前述の著書の中で、「(手紙などでは)「候」が句読点の代りをつとめた。滑稽本洒落本も句読点を打たない。新聞もつい昭和戦前までは打たなかつた」と書いている。

句読点の概念は外国から入ってきたというのが定説である。十六世紀末から十七世紀初頭にかけてのキリシタン関係文書などに、ピリオド、コンマ、コロンの記号として使われているという。また江戸時代になって、蘭学系の翻訳書などにも文の区切り記号が見られるようである。しかしこれらの文書はごく限られたものであり、句読点は広く一般書にまで及んでいない。が、後述するように、幕末の流行本などには姿を変えて現れるのである。つまり、キリスト教が我が国に伝えられて以降、文章を区切る記号は急速には一般化しなかつたけれども、細々と生き延びていて、江戸時代後期になって庶民の前に姿を現したということであろう。

(2) 文献の中の句読点

前出の飛田良文氏によると、日本人が最初に「、」「。」を用いて書いたものは、伴藁蹊の『國文世』の跡（安永三年一七七四）であるという。⁸⁾

これよりもっと以前に句読点はあった、という説もある。土居光知氏は、その著書『日本語の姿』⁹⁾の中で、「宇津保物語」の版の中の「洛陽今出川林和泉椽開板、平假名整版本 年代なし」の中に、「。」が右下、真ん中、左下に打たれている」と書いておられる。また、北村季吟の「大和物語」（承応二年一六五三）にも、「句点に相当するものは右下、読点に相当するものは真ん中に「。」が打つてある」と指摘されている。

このような説もあるが、現在ではいづれも現物を見ることは難しく、ここでは紹介するだけにとどめる。

今日においても簡単に確かめられるものとして、時代は少し後ものになるが、『東海道中膝栗毛』¹⁰⁾を見てみる。

『日本古典文学全集『東海道中膝栗毛』』の校注をされた中村幸彦氏は、その〈凡例〉の中で、この作品の句読点について、『一九の語り口を残すために、なるべく底本のままにした。ただし、全部「。」を使用するのを、文意により「、」「。」と区別した。当時の慣用で、行末においては句読点を付していないところも多いが、これは適当に追加した』と書かれている。つまりこの作品には、とにもかくにも句読点が打たれているのである。この作品は

文化六年（一八〇九）に完成したもののだが、これにより、未成熟なものながらも句読点がある広さで、幕末の日本に拡がっていたことがわかる。以上のことから、山本氏の説は、ここでも誤りがある、と言える。

(3) 明治の読みもの・小説の句読点

前に挙げた筑摩書房の『明治文学全集』によると、服部孝三郎の『安愚楽鍋』（明治四年）には、はじめの方だけに句点が打つてある。途中からそれがなくなってしまう。読点をはじめからない。読者はもちろん、著者自身も句読点に馴染んでいないことがわかる。のみならず編集者も同じであろうと思われる。ところが、三年後、同人の『智恵秤』（明治七年）になると、全編に亘って句点が打つてある。これは、『東海道中膝栗毛』と同じで、句点が読点も兼ねる方法である。これらのことから、明治時代、文芸の世界での句読点の登場と普及は意外に早い、という印象を受ける。

同じく前出の復刻の初版本を調べてみると、もう少し時代が下がった明治二十四年の『五重塔』（幸田露伴）では、もう句読点と揃って打たれている。これ以降は、明治四十四年の『刺青』（谷崎潤一郎）に至るまで同様である。

ただ、句読点を打つたときのスペースの扱いが、出版各社によつて少しずつ異なる。例えば『五重塔』では、句点に対し二マスのスペースを与えている。それに対して読点は一マスしか与え

ていない。その他に、章の最後のセンテンスの句点を省略する例は相変わらずあるし、読点を句点の代りに使っている例も散見する。そういう意味で、句読点はまだ完全ではない。

これが明治三十四年の『武蔵野』（國木田獨歩）になると、章末の句読点の省略はなく、句読点とも一マスのスペースに収まっている。以後もこの方法が主流となっていく。

ただ、文字と同じスペースに句読点を打つ、例えば『吾輩ハ猫デアル』（大倉書店・服部書店）のような出版物も依然としてあり、こういう細部の違いは戦後まで尾を引くのである。それは、後述する教科書でも同じである。

いろいろ細部に違いはあるものの、大雑把に言って出版の世界では、明治の中期から後期にかけて、句読点の方法がほぼ確立したと言えるのではないかと筆者は考えている。

(4) 新聞の句読点

それでは新聞の句読点はどうか。先に例を引いた東京日日新聞で調べてみた。創刊された明治の初期から中期過ぎまで、句読点は登場していない。明治三十七年二月八日の一面には、句読点が二ヶ所だけに見られる。同じく明治四十五年四月十四日号も、読点のみ打ってある記事が五つ、六つある。明治の新聞の句読点は、ざっとこんな程度である。

これが大正期になると、少ない読点にプラスして、句点も打たれた記事が見られるようになる。但し、句読点が打ってある記事

と、全く句読点が打ってない記事の両方が、一つの紙面の中に混在している。

つまり、記者によって打ってあったり、なかったりということである。この時期、句読点のない記事の方が多く、比率は約7対3である。これにより、大正期になって句読点を打つ記者が出てきたこと、そして句読点を打つことに抵抗を感じていた記者がそれ以上にいたことがわかる。

この傾向は昭和になると逆転して、句読点のある記事の方が断然多くなる。例えば昭和七年五月十五日、いわゆる五・一五事件を報じる紙面（五月十六日号）では、90パーセント以上の記事に読点が打ってある。ただし、このときの記事には句点がない。すべて読点で済ませている。章末には、その読点もない。『東海道中膝栗毛』の例と同じである。

戦後の新聞はどうか。昭和二十五年までの朝日新聞では、やはり読点のみで句点はない。本来、句点でなければならぬところに読点が打たれている。そして章末にはその読点も省略されている。

これが昭和二十六年になると、センテンスの区切りに、やっと句点が打たれるようになる。章末にもちゃんと句点を打つ。これは毎日新聞も同じで、昭和二十五年までは章末には句点なしであるが、これを境にして以後はセンテンスの区切りや章末に句点が打たれるようになる。新聞の世界の句読点の完成は、なんと戦後のことで、大変遅々とした歩みであったのは驚くべきことであ

る。一字下げの表記と同じく、句読点でも、出版界より数十年も遅れていることがわかる。

(5) 明治の教科書の句読点

明治の初めのころの教科書における句読点は、実にさまざまに様相で出現する。まだ句読点の地位が定っていない当時の事情を、そのまま反映しているのである。

① 「明治六年小學讀本卷一ほか」

- ・現在の句読点に相当する箇所、「、」を打つ（文末にはないものもある）
- ・各センテンスの間に、「、」とは別に「○」（大きな丸）を置く（ないものもある）
- ・読点に「マス」を充てず、文字と一緒に「マス」に書く（実際に「マス」が引いてあるわけではなく、視覚的にそう判断される、という意味である。以下、同じ）

② 「明治七年小學讀本卷一ほか」

- ・読点は「、」、句点は「○」（大きい丸）

③ 「明治七年小學讀本四ほか」

- ・句読点なし

④ 「明治十年和文讀本」

- ・句読点はすべて「、」、段落に相当する箇所に「」、章の最後の文字の後には「」

⑤ 「明治十六年小學中等科讀本」

- ・書き出しの行頭に「○」

⑥ 「明治十八年小學讀本中等科」

- ・読点は「、」、句点は「○」

⑦ 「明治二十年高等小學讀本」

- ・読点「、」、句点「。」（文字と同じ「マス」に記入）

⑧ 「明治二十年尋常小學讀本」

- ・読点「、」（1マス充て）、句点「。」（2マス充て）

右のうち、⑤について注目したい。

この教科書は、まず行頭に○（大きな丸）があり、2マス目から文章が書かれている。改行したときも行頭に○、2マス目から文章となる。これは段落が明瞭で、視覚的にも捉えやすい。ところで、この大きな丸を消去すると（実際、このような記号は後にどんどん淘汰されていった）、そこが空白になり、文章を一字下げたのと同じ形になる。これが、一字下げる表記法のヒントになっ

たのではないかと、筆者は考えている。

なお、日本の古い表記法の中に、句読点に関係なく、「天皇」、「皇后」、それに準ずる身分の高い人の名称の前を、一〜二字分スペースを空け、敬意を表する「闕字」と言われる方法があり、それが教科書にも登場したことがある。

例 「わが國の軍備は、陸軍と海軍とから成り

たつてゐて、それを、天皇陛下おんみ

づから統帥したまふのである。」

(國語讀本高等小學校兒童用 卷四)

明治三十三年発行 普及舎編集所

読点は文字と一緒にマスの打たれているが、「天皇陛下」の前だけは一字分空けて、はつきりと区別されている。この年の普及舎の教科書は、他の巻も同様の表記法を採用している。同じような例は、明治二十年以後の教科書にもある。「高等讀本」山縣梯三郎編纂三 文學社 明治二十六年発行)

しかし、これらは特定の編者による教科書であつて、この表記法が広く採用されることもなく、やがて国定教科書の時代になつて姿を消す。いずれにしてもこれらは、当時の皇室観の反映であることに間違いない。

以上のような経緯を経て、句読点は、国定教科書において一応の形ができる。

(6) 国定教科書の句読点

① 読点は「、」、句点は「。」で表す

② カギカッコの会話文の終りには句点を打つ

③ 句読点とも一マスを充てない(文字と同じマスに記入。②では、文字と句点と閉じのカギカッコの三つを、同じマスの間に記入)

右は、明治三十九年に、文部省大臣官房図書課による「句読法案」によつて、正式に国定教科書の標準と定められたものである。

ついでながら、ナカグロ「・」も、読点と同じに扱われている。やはり一マスを与えられていない。

「マズ入口ヲハイルト、右ノ方ニハ皿・ハチ・茶ワンナドノ焼物ヲ賣ル店ガアリ、左ノ方ニハゼン・ワン・ハシナドノ塗物ヲ賣ル店ガアル(後略)」(「尋常小學讀本 卷七」 文部省 明治四十二年十月二十八日 翻刻発行)

これ以後、句読点そのものには変りはないが、それが占めるスペースには以下のような変化がある。版を組む教科書会社によつて微妙な差が出たものと思われる。検定する文部省としては、その差は許容範囲のうちとして認めていたということになる。

・昭和十四年発行「小學國語讀本尋常科用 卷十一、十二」
— 句点のみ、一マスを充てる（共同印刷）

・昭和十六年発行「ヨミカタ一、二」

— 句読点とも、半マスを充てる（日本書籍）

・昭和十六年発行「コトバノオケイコ一、二」

— 句読点とも、一マスを充てる（東京書籍）

・昭和十七年発行「初等科國語三」

— 読点は〇マス、句点は一マスを充てる（大阪書籍）

以上が国定教科書の句読点の表記法である。昭和十六年に、「コトバノオケイコ一、二」によって、いったんは現在の教科書の用法（句読点ともに一マス）に達するが、それを最後まで固定できずに終ってしまう。

なお、「句読点ともに一マス」が完全に固定されるのは戦後で、昭和二十二年に発行された「國語」からである。

第三章 会話文の表記法

会話文をカギカッコで表記する方法も古来なかったもので、近代以降の発明と言ってもいいであろう。

教科書にこれが現れるのは、一字下げる表記法で紹介した「新

保磐次著「日本讀本」（金港堂）で、（明治十九年二月十五日版權免許）の奥付のものである。文部省が編集した「小學校教科用書尋常小學讀本」（明治二十年五月 文部省編輯局）も、ほぼ同じ時期である。これをきっかけにして、カギカッコの会話表記法が一気に拡がったかというところ、そうではなくて、教科書によって、あつたりなかつたりであつた。この表記法が定着するのは、明治三十七年発行の国定教科書からである。

国定教科書でカギカッコは一般化したけれども、その表記法はなかなか定型化しなかつた。そこで、以下、教科書に出てくる会話文の基本的な形を一つずつチェックしていくことにする。

基本形(1) 花子さんが「けふは、よい天気です。」といった。

・ 全文を続けて記述

・ 上のカギカッコは文字と一緒に記入

・ 下のカギカッコは文字および句点と一緒に記入

実例1 子どもは、この話を聞いて、「もつともだ。」と思った。

（明治三十七年四月発行「尋常小學讀本八」）

基本形(2) 花子さんが

「けふは、よい天気です。」

といった。

- ・カギカッコの会話を次行に独立させる
- ・上のカギカッコは二マス目に、文字と一緒に記入
- ・会話文の前後の行は、いずれも行頭から書く

実例2 と答へて受取らんとせしが、配達夫は

「おかあさんをよんで下さい。」

といふ。

(明治四十二年十月発行「尋常小學讀本卷七」)

基本形(3)

花子さんが

「けふは、よい天気です。てるてる坊主が

願ひをきいてくれたのでせう。さつそ

くお礼をいはなくてはなりません。」

といひました。

- ・カギカッコの会話文が二行以上にわたるとき、二行目以下はすべて二マス目から書く

実例3 一豊はおどろいて、

「これは又どうした金か。こ

れまで貧しい暮しをして

いるのに、こんな大金を持

つているなら、なぜあると

一言いはなかった。」

(出典は、実例2と同じ)

以上が典型的な三つのパターンである。しかし、実際の教科書にはこのパターンと微妙に違うものが多数出現する。

第一は、カギカッコの会話文の終りに、句点を打たない例がある。明治二十年発行「尋常小學讀本卷之二」(大日本図書)である。この教科書では、会話文を「独立」させたときは句点を打ち、「連続」扱いをしたときは句点を省略する、という特別な扱いをしている。

例 独立 「ハイ。奥庭……(略)……取りてきました。」

おはるハ、喜ばしき……

連続 ……「あなたハ、なぜあの柿を取らないか」とたづね

たり。

第二に、二行以上にわたる会話文の頭を二マス目に揃えず、二行目以下は行頭に繰り上げて記述する表記がある。明治二十年発行「日本讀本卷二」(金港堂)、明治三十五年発行「國語讀本 尋常小學校児童用卷四」(普及舎)などの民間教科書である。

第三は、昭和十六年発行「ヨミカタ 二」で、上のカギカッコは文字と一緒にマスだが、下のカギカッコは、最後の文字の一マ

ス下に句点とともに記入されている。カギカッコが一マスを得たということである。

第四に、カギカッコの会話文に連続して続ける場合、通常はマスを空けずに書いていくが、次のように一マス空けて書いているものがあった。

例 「神よ、アメリカを祝福したまえ」という歌……。

(昭和二十八年発行「こくごの本 2下」)

以上のような変化があつて、昭和十七年以降、会話文は左のような形に落ち着いた。

○従来の基本形(2)

花子さんが

「けふは、よい天気です。」

といった。

←

○新しく変った基本形(2)

花子さんが

「けふは、よい天気です。」

といった。

こうして、「<といった>」という最後の行は、行頭から書くという形式が定着し、以来、教科書の世界ではこの形が今日まで続いている。

『教科書の世界では』とわざわざ断つたのは、他の世界、例えば出版や新聞の世界では全く定着していなくて、今でも「<といった>」の最後の行は、改行と認めて一字下げて書いている。小説家も同様で、明治の作家の中に少数の例外がいるだけで、大正、昭和の作家の殆どが、一字下げの表記法をとっている。¹⁾

ではなぜ作家の表記と教科書の表記は異つてしまつたのか。

すでに見てきたように、書き出し、改行後は一字下げる、という表記が教科書で定着したのは昭和十年代の後半からであり、それまでは少数の例外を除いて、すべては行頭から書かれていた。だから、「花子さんが」も、「<といった>」も行頭から書かれていたのである。ところが、一字下げて書く方式が定着した後も、教科書では、この「<といった>」という部分だけは、例外として行頭表記をそのまま残してしまつた。

なぜ例外として残したのか？ それには理屈があつたからである。その理屈はこうである。――元来この種のもは、基本形(1)のように連続して書くものである。それを会話文を目立たせるために、以下の文を便宜上、次行に移したただけだから、これは改行ではない。改行ではないから、これは一字下げなくてもよい――そういう理屈である。尤も文化庁はこれに関して何の説明もしていない。してはいないが、そのように解釈する以外は説明がつか

ない。筆者はこの強引な理屈を「教科書の改行」と名付けている。¹²⁾一方、出版の世界の、会話文における一字下げの表記の定着は、明治後半から大正にかけてほぼ一般化していた。当時の作家のほとんどは、この一字下げの表記法で書いている。

〈といった〉という記述はカギカッコに続けて書くのが一番多い。でも、ときに次行に書くこともある。次行に書く以上、改行と認めて、一字下げて書いている。教科書のような強引な理屈はつけない。前にも例に挙げた初版本の復刻本を見ると、国木田独歩の『武蔵野』（明治三十四年）の一部、夏目漱石の『吾輩ハ猫デアル』（明治三十八年）、武者小路実篤の『お目出たき人』（明治四十四年）、芥川龍之介の『羅生門』（大正六年）、有島武郎『生まれ出る悩み』（大正七年）、川端康成『伊豆の踊子』（昭和二年）、堀辰雄『風立ちぬ』（昭和十三年）などでは、カギカッコの次行の〈といった〉という記述は、すべて一字下げて書かれている。

一方、島崎藤村の『破戒』（明治三十九年）、伊藤左千夫『野菊の墓』（明治三十九年）、宮沢賢治『注文の多い料理店』（大正十三年）などでは、行頭から書く表記で、それは少数派である。

そして、現代ではこの少数派の表記も姿を消し、小説の世界ではみんな一字下げの表記となっている。小学校の教科書だけが、世間から取り残され、前世紀の遺物よろしく行頭表記を守っている。

ところで、民間にも文部科学省のこの表記法を支持する文書がある。日本エディタースクールが発行している『文字の組み方』

ルブック』で、それには「会話文の後を、次行で「と、の、が、も」などで受けるときは、行頭から組む」と書かれている。彼らの職業は、行政のオーソレティを引き継ぐことによって保証されている。追隨しているのはこの種の業者だけで、一般の出版界とは全く別である。

第四章 促音、拗音、長音の表記

(1) 促音、拗音の文字の大きさ

現在の促音や拗音は、〈つ、よ〉の如く、小さい文字で表されている。これも古い文書にはなかった表記である。教科書では、外国人名などカタカナ書きで例外はあるが（例えば「ラフヒット」明治七年「小學讀本 五」）、一般の記述では大きな文字が使用されている。明治十六年の「小學讀本 三」には、「らつぱ」とあり、明治二十年「尋常小學讀本 二」には、「ニヤーフとなき」と書かれている。これらの〈大きな文字〉の表記は、明治七年から同三十二年にかけては、ごく普通であった。

しかし、明治三十三年ごろから、〈小さい文字〉の促音や拗音が見られるようになる。明治三十四年の「修訂小學讀本 尋常科用四」には、「リョーシ」、「持ッテ」などの表記がある。これらは、それほど多くの教科書に出てくる訳ではないが、注意してみると、当時の教科書のうちこちに見られるのである。

そして、明治三十七年の国定教科書になると、「尋常小學讀本」も「高等小學讀本」も、いったんは小文字に統一されるのである。

〈小さな文字〉は、一見して促音、拗音とわかる。しかし〈大きな文字〉は前後の文字を見て、その上で促音・拗音であるか否かを判断しなければならない。そういう点からいって、〈小さな文字〉の方が便利である。だから、国定教科書は〈小さい文字〉に統一したのであろう。

ところが、明治四十一年になって、また〈大きな文字〉に戻る。長年使い慣れた文字の大きさを変える——これだけのことに、大人たちの大きな抵抗があったことがうかがえる。この〈大きな文字〉の促音・拗音は、大正期もそのまま引き継がれた。これが昭和期に入ると、〈小さな文字〉がまた部分的に復活する。部分的にというのは、低学年の教科書だけに復活するという意味である。昭和八年「小學國語讀本 尋常科用卷一」、昭和十四年「小學國語讀本 尋常科用卷二」などで確認できる。

昭和十六年に國民學校教科書になってからもそれを引き継ぎ、低学年はだいたい〈小さな文字〉だが、中・高学年は〈大きな文字〉を使用している。

そして、すべての促音、拗音が〈小さな文字〉になるのは、戦後に作られた昭和二十二年の教科書からである。

以上の変化を、左にまとめた。

- (1) 明治三十三年以前——大きい〈つ〉〈や、ゆ、よ〉を使用
- (2) 明治三十三年ごろ——小さい〈つ〉〈や〉〈ゃ〉が出現

- (3) 明治三十七年——国定教科書で小さい〈つ〉〈や〉〈ゃ〉に統一
- (4) 明治四十一年——国定教科書、大きい〈つ〉〈や〉〈ゃ〉に変更
- (5) 昭和八年——小さい〈つ〉〈や〉〈ゃ〉を使用——低学年のみ
- (6) 昭和二十二年——全学年が小さい〈つ〉〈や〉〈よ〉を使用

(2) 行頭に書かない促音、拗音の文字

現在の教科書は、原則として促音、拗音の文字を行頭に書かないようにしている。促音に関しては、場合によっては行頭に書くのも仕方がない、という姿勢である。拗音に関しては、原則として行頭には書かないという姿勢である。

しかし、一般の新聞、雑誌、書籍等でそんな原則を掲げているところはどこもない。教科書は、この点、どうであったのか、過去の教科書を若干調べてみた。

教科書で、促音、拗音の文字が行頭に来る例は必ずしも多いとは言えないが、明治から昭和にかけて何例もある。以下は手持ちの資料の中で、行頭に促音、拗音の文字があった教科書である。調査の資料を増やせば、その種の教科書数はもつと増えること確実である。

- ・ 明治三十三年「尋常國語讀本 八」(金港堂)
- ・ " " 「高等國語讀本 八」(")
- ・ " " 「國語讀本 二、五、六、八」(普及舎)
- ・ 明治三十四年「修正新體讀本 六」(金港堂)

- ・ 明治四十二年 「尋常小學讀本 七」
- ・ 明治四十三年 「」 十二」
- ・ 「」 「高等國語讀本 一」
- ・ 大正二年 「尋常小學讀本 二、四」
- ・ 大正三年 「」 五、七、十一」
- ・ 大正八年 「尋常小學國語讀本 四」
- ・ 昭和十一年 「小學國語讀本 六」
- ・ 昭和十二年 「農村用高等國語讀本」
- ・ 昭和十四年 「小學國語讀本 十、十一、十二」
- ・ 昭和十五年 「」 九」
- ・ 昭和十八年 「初等科國語 八」
- ・ 昭和十九年 「高等科國語 一、二」

明治三十七年以降は国定教科書だが、ご覧のように数多くの行頭例がある。戦前では特に神経質になっていたとは思われない。ことさら神経質になったのは、恐らく戦後のことだと思われる。筆者は、平成七年に文部省の検定を受けた六種の五年生国語教科書を調べたことがあるが、行頭例はたった四例だけであった。それも〈教科書改行〉に伴う例外的措置によるものである。⁽¹³⁾

このように文部科学省は、今日においても促音、拗音の行頭に ついては拘りをもっているが、果たして拘るだけの価値があるかどうかについては「おわりに」のところで意見を述べる。

(3) 長音

教科書の中で、突然、長音の大群が出現した時期がある。

明治三十二年までは「大しやう」(大将)、「べんたう」(弁当)、「がくこう」(学校)、「とうとう」(到頭)、であったのが、翌三十三年から、

「たいしよー」、「べんとー」、「がつこー」、「とーとー」というように変った。同様なものに、

「くんしよー」、「五じよーのはし」、「ぼーし」、「ひよーろー」、「日よー日」、「きゅーじよー」、「どーぞ」、「たいそー」などなどがある。

明治三十三年に「小學校令」が改正された。今まで「讀ミ方」「書キ方」「綴リ方」「話シ方」に分かれていたものが一つになり、「國語科」となった。それを機にいくつかの改正が実施されたが、これもその一つである。できるだけ発音に忠実に、という理念のものに採用されたという。しかしこの表記は、それまでの日本語には馴染みの薄いものであり、視覚的にもよくなく、かなり抵抗があったものと思われる。またこの表記が出現した時期は、促音や拗音の〈小さな文字〉が現れた時と同じである。〈小さな文字〉もそのときの改正によるものと考えられる。それにしても急激な変化で、児童や教師に与えた影響も小さくないと思われる。

この長音表記は、結局九年間で廃止になり、明治四十二年になると、「もう」、「おとうと」、「やうな」の表記に戻る。これは明

治四十一年、「小學校令施行規則」が改正されて、元に戻ったのである。

促音や拗音の（小さな文字）は、戦後、日本の国民の中に完全に定着したが、この（何でも長音）の表記は、復活することにはなかった。

第V章 おわりに

以上、主だった表記法の変遷を見てきた。これを振り返って思うことは、この間には様々な要素が複雑に絡み合っている、ということである。伝統、習慣、合理性、分かりやすさ、見た目の美しさ等々がそれである。これら文字に関する環境や形のほかに、「読み手」という要素も無視できない。

明治以前の書物の読み手の数は、それ以後と比べれば格段に少なかった。文字を読める階層が限られていたこと、書写や木版刷りによつて作られる書物の数がこれまで圧倒的に少なかったことを考えれば、それは容易に理解できる。明治になって学校制度ができ、やがてそれは義務教育となり、明治三十五年には就学率は92パーセントに達している。極めて短い期間に、大変多くの国民が文字を読み、書くようになる変化が生じたわけである。そして鉛印字による印刷機が、児童たちに何冊かの教科書を持つことを可能にした。

明治以前の少数の読み手は、少数の書物を苦勞して入手し真剣に読んだ。特に学ぶ立場にある読み手にとっては、書物に書いて

あることは何としても読み、かつ理解しなければならなかった。文字が読めないとか読みづらいか、そんなことは問題にならなかったに違いない。

しかし、明治になって読み手が増えてくると、そして新しく増えた読み手の中心が学童であるということになると、事情は些か違ってくる。読みづらいものは、読み易いものに変えようという動きが見えるようになった。

明治十九年に検定制度が実施される前までは、草書体の教科書がかなりあった。当時としては必要度が高かったからである。必要度は高かったが、児童にとつて読みづらいこともまた事実であった。結局のところ、検定制度以後は、草書体の教科書の数は少なくなるのである。そして明治三十年以降になると、特殊なものを除けば、草書体は教科書から姿を消した。

今も書道の世界にのみ残っている変体仮名も、明治初期の教科書には極めてたくさん登場していた。これも学校制度の普及に従つて、その数を減らしていく。明治二十八年ごろからその傾向が表れ、明治三十三年には殆どその姿を消している。これは、明治三十三年の「小學校令施行規則」の改正によるものである。結局のところ大変読みにくい変体仮名は、教科書や一般図書から姿を消した。

既に述べたので指摘だけにとどめるが、書き出し、改行後の一字下げる表記法も、句読点を打つ表記法も、最終的には読み手のために出来た方法だと言えるのではないか。

このようにして長い年月をかけ、現在の表記法にたどり着いた。それだけに教科書の記述の方法は大切にしなければならぬと思う。

そう思いながらも、日本の文字表現という見地から見ると、教科書の表記法と社会一般の表記法が、微妙なところで異なっていることが気になる。

筆者の言う社会一般とは、出版界、新聞界を指す。出版界には小説家、随筆家などの作家も含まれている。そして、一般社会も教科書もお互いを気にしていないところが却って気になる。社会一般が、教科書なんてどうでもいいと気にしないのもおかしいし、教科書が、社会一般がどう書こうが関係ないと無視しているのも問題であると思う。しかし、現実のまましくそうになっている。新聞や雑誌が教科書の表記を問題にしたことは殆ど皆無に等しいし、それをいいことに教科書も、教科書しか採用していない表記法を、決して検討しようとはしないのである。

教科書と社会一般の決定的な違いはどこか。それは、会話文の教科書の改行と、カギカッコの文末に打つ句点、それに拗音・促音の行頭表示に関するものである。改めて例を掲げる。

教科書

作家（宮本輝『五千回の生死』

新潮文庫より）

ぼくは、
「本が読みたいなあ。」
「手紙を落としたんです」
と思った。
と言った。

これを、どちらでもいいと言うのは、専門の立場でも、趣味の上でも、無神経と言うべきではないか。

例外を除いて、拗音、促音の小文字（ゃ、ゅ、ょ、っ）を行頭に書かないのも教科書の特徴で、出版界にはそういう著作物はまづないと言ってもいいことは先に述べた。これも小さな問題のようだが、実はそうではない。

拗音・促音の（ゃ、ゅ、ょ、っ）は、例えば「しゃ」のように、（ゃ）は「し」と結び付いてはじめて拗音を成立させるのであるから、文字が行末と行頭に離れていない方がよい、というのが教科書（文化庁）の言い分である。この考えに反対する人は誰れもない。作家でも然りである。しかし、現実処理の問題として、そうしたくても出来ない、というのが出版界、新聞界の立場である。版の組み方によって、拗音・促音の小文字が確率的に行頭にきてしまうのは避けられないのである。したがって、たとえ「し」が行末で、（ゃ）が行頭にあって、「しゃ」と読み、発音するということ暗黙の了解が出来ていると解釈している。そして、それは特別に難しいことではない、という考えである。

ところが教科書は、「し」と（ゃ）の結び付きに拘りをもつ。

それだから、『言葉に関する問答11』（文化庁・昭和六十年）には、「拗音が）行末に書き切れない場合は、欄外に書けばよみやすくなるという人もいる」と、暗に出版界で言う（ブラ下ゲ）を奨励し、間接的に行頭表記を否定している。大学生たちに作文を書かせると、この欄外記入をする者が必ずいるのは、小学校の先生がそう教えているからである。

先に、文部科学省の表記法を支持した日本エディタースクールは、同書の中で、（句読点が行頭にくるのを避けるために、前行の行末にはみ出させる「ブラ下ゲ組」を採用するとよい。但し、句読点以外は絶対ブラ下ゲにはしない）と書いている。つまり、拗音や促音はブラ下ゲしてはいけないと主張しているのである。こちらの方は、文部科学省と反対の意見である。

筆者は先に、この（ブラ下ゲ）の問題は小さな問題ではないと書いた。それは、いまだこの大学の学生でもやっている（気分改行）と関係があるからである。

気分改行とは、行末まで書かずに、適当なところで勝手に改行するやり方で、学生はもちろんのこと、最近では若い人が書いた著作物にもこの書き方が見られるようになった。これはどうしてか？ 学生に聞いてみた。

（なぜ2マス残して改行したのか？）学生、「社会的現象」と書こうとした。これは5文字。2マスには書けない。だから次の行に5文字を書いた」

つまり、一つのことを表す「社会的現象」という言葉は分割したくないと考えているのである。それは、拗音の（ゃ）を「し」と離したくないために欄外に書かせるのと同じ感覚である。同じ感覚で次に書く。こうした勝手な改行はどんどん拡大して、最近ではマスが足りなくても気分改行する、いわゆる（気分改行）が普通のようになってきた。このような表記を許容すれば、日本語の表記はますます形のはっきりしないものになって行くように思える。読みやすい文章というのは、紙の上でも美しい形を保っている文章である。形を蔑ろないがしにしてはいけない。

教科書ができてから百三十年余、表記や表記法は現在までに何度も何度も改められてきた。時として、「改正」とは言えない改変もあつたけれども、永い目で見れば合理的な、読みやすい方向に歩んできたと言える。しかし、現在の教科書に見られる表記法は完全ではなく、まだ多くの改良の余地を残している。特に、一般社会との乖離かいりをそのままにしているのは感心できない。ぜひ、より良いもの、国民が納得できる新表記法を作りたいものである。そのためには、今までのように、お役所と一部の国語学者に任せるということではならないと思う。戦後の国語改革が、文学に携わるものを始めとして、多くの国民にどれだけ多くの不満をもたらしたかを考えてみればわかることである。新聞界、出版界、文学界など、広い層の人たちの参加を得て議論していただきたい。そしてその議論は、常に国民にオープンにしていただき

たいと思う。

教科書に関して、もう一つ注文を出しておきたい。教科書会社によって表記法の基準がばらばらであることは、注の(11)と(12)の紀要で指摘した通りである。それは国語教育の問題として放置しておけないことだと思う。関係機関の検討を促したい。

注

- (1) 『現代日本語講座 第6巻 文字・表記』
飛田良文・佐藤武義 編 明治書院
- (2) 『完本 文語文』 山本夏彦 著 文藝春秋社
- (3) 注(1)と同じ 82ページ
- (4) 『明治文学全集』 明治開化期文学集(一) 筑摩書房
(昭和四十一年発行)
- (5) 『初版本復刻 近代文学の名作』 編集刊行 日本近代文学館(ほるぷ出版)による
以下、『武蔵野』、『吾輩ハ猫デアル』も同じ
- (6) 手持ちの資料が、第二、四、五巻であるという意味であり、確認できなかったが、それ以外の巻も一字下げの表記であると思われる。
- (7) 「世界大百科事典 8」より「句読点」
- (8) 注(1)と同じ(句読点「。」の成立)
- (9) 改造社刊(昭和十八年)
- (10) 小学館刊(昭和六十一年)

(11) 九州女子大学紀要 第三十八巻三号(平成十四年三月)

「作家の会話文の表記について」 野澤卓式

(12) 九州女子大学紀要 第三十八巻一号(平成十三年九月)

「小学校国語教科書の表記の研究」 野澤卓式

(13) 注(12)と同じ

**A Change of descriptive method
for writing Japanese language textbooks
for elementary school**

Takuji NOZAWA

Department of Elementary Education

Kyushu Women's Junior College

1-1, Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi 807-8586, Japan

No English abstract